

## 計算書類に対する注記（特別養護老人ホーム拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ① 建物

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## ② 器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## ③ 構築物

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## ④ 機械及び装置

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## ⑤ 車両運搬具

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## (3) 所有権移転外ファイナンスリース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっている。

## (4) リース会計基準適用初年度開始後の所有権移転外ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。また、利息相当額の各期への配分方法は利息法とする。

ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 特別養護老人ホーム拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号の第4様式、第3号第4様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））

ア 特別養護老人ホーム歴史の里

イ 短期入所生活（ショートステイ）歴史の里

ウ 居宅介護支援センター

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑩））

ア 特別養護老人ホーム歴史の里

イ 短期入所生活（ショートステイ）歴史の里

ウ 居宅介護支援センター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	80,000,000	0	0	80,000,000
建物	66,096,009	0	5,085,334	61,010,675
合計	146,096,009	0	5,085,334	141,010,675

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

7. 担保に供している資産  
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	324,300,000	263,289,325	61,010,675
小計	324,300,000	263,289,325	61,010,675
その他の固定資産			
建物	68,203,550	54,499,248	13,704,302
構築物	6,406,503	6,184,758	221,745
機械及び装置	21,463,994	13,971,990	7,492,004
車両運搬具	4,940,309	4,940,306	3
器具及び備品	56,099,024	53,187,364	2,911,660
有形リース資産	3,319,200	599,300	2,719,900
小計	160,432,580	133,382,966	27,049,614
合計	484,732,580	396,672,291	88,060,289

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	38,361,600	0	38,361,600
合計	38,361,600	0	38,361,600

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし